

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場合を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用

に関する協定

泉佐野市

社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲

泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙

大阪府泉佐野市泉ヶ丘4丁目4番38号

社団法人 泉ヶ丘福祉会

理事長 赤井和枝

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 和泉の国（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市
社会福祉法人 和泉の国



(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲

泉佐野市場東1丁目295番地の8

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙

大阪府泉佐野市中庄1310番地
社会福祉法人和泉の国
理事長 貝戸喜廣



災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 いちよりの森（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市

社会福祉法人 いちよりの森

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市
泉佐野市長 千代 松 大 耕

乙
大阪府泉佐野市日振野3532番地
社会福祉法人 いちよの森
理事長 近藤 亮 浩

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 犬鳴山（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（開設の要請）

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

（管理運営）

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れられた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用

に関する協定

泉佐野市

社会福祉法人 犬鳴山

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙

泉佐野市土丸388番地
社会福祉法人 犬鳴山
理事長 東條 仁 哲

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 幸楽会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

（開設）

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

（開設の要請）

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

（利用対象者）

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

（管理運営）

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市
社会福祉法人 幸楽会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲

泉佐野市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 耕

乙

大阪府泉佐野市東羽倉崎町9番14号
社会福祉法人 幸栄会

理事長 田中正清

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 水平会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市
社会福祉法人 水平会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府泉佐野市下瓦屋221-1

社会福祉法人 永平会

理事長 山中辰也

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 杉の子会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市
社会福祉法人 杉の子会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲

泉佐野市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

泉佐野市鶴原1787

社会福祉法人杉の子

理事長 杉岡 繁



災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 清光会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに必要事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができ、

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市
社会福祉法人 清光会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期開鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期開鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松大耕

乙

大医府泉佐野市大木2247-1
社会福祉法人清光会

理事長 田端 登高

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 常茂恵会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

泉佐野市
社会福祉法人 常茂恵会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

大阪府泉佐野市長滝3672番地
社会福祉法人 常 茂 恵 会
理 事 長 中 西 常 泰

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 優和会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

災害時における福祉避難所施設利用
に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。

(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象とすることができ。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。

(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

泉佐野市
社会福祉法人 優和会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

〒838-0073 大阪府泉佐野市楠森ケ丘一丁目8-9号

社会福祉法人 懺和会

理事長 坂本吉史

災害時における福祉避難所施設利用に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 来友会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に要支援者等が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する施設内において、福祉避難所を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、対象施設の被害状況に応じて乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。

(開設の要請)

第3条 甲は、前条の規定に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙にその旨を福祉避難所開設要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭により要請し乙が承諾した場所を福祉避難所として開設することができる。ただし、その場合であっても甲はできるだけ速やかに乙へ様式第1号による福祉避難所開設要請書を提出するものとする。
(利用対象者)

第4条 福祉避難所を利用できる対象者は、避難行動要支援者のうち、一般の避難所において介助の有無や障害の種類・程度に応じて保健師等と相談のうえ、一般の避難所での生活を続けることが困難な者及びその家族とする。ただし、避難行動要支援者以外であっても、保健師等の判断により対象者とすることができる。

2 避難が必要な要支援者等の福祉避難所への移送は、原則として家族等の介助者が行うものとし、家族等の介助者の福祉避難所への同行避難は、原則として1名とする。
(管理運営)

第5条 乙は福祉避難所を運営する職員体制を確立するとともに、福祉避難所の開設により受け入れた要支援者等について、名簿を作成のうえ管理し、甲へ報告するものとする。

2 乙は、福祉避難所の運営上、必要な食料や水、不足する物資等の供給について甲に要請することができる。

3 乙は、福祉避難所の日々の状況について、状況報告書（様式第2号）により甲へ報告するものとする。

災害時における福祉避難所施設利用

に関する協定

泉佐野市
社会福祉法人 来友会

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況等により期間を延長する必要がある場合は、乙へ協力を要請することができる。

(早期閉鎖への努力)

第7条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(指定する施設)

第9条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。また、対象施設に変更が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議の上、必要により別表を変更するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有するものとする。

平成30年 3月26日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市

泉佐野市長 千代松 大 耕

乙

大阪府泉佐野市春日町2番
社会福祉法人 来友
理事長 西 座

災害廃棄物の処理等に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府産業廃棄物協会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、泉佐野市域における災害により生じた産業廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物 最新の大府府災害廃棄物処理計画において対象とする災害廃棄物（し尿を除く。）をいう。
- (3) 処理 撤去、収集、運搬、分別及び処分をいう。

(協力体制)

第3条 甲と乙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について、今後協議を進め、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理が図れるように、平常時からこの会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理が行われるように、災害時に協力可能なこの会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、速やかに修正報告するものとする。

(連絡担当者)

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

(協力要請)

第5条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物の処理について協力を要請することができる。

甲は、前項の協力を要請するときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書

面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるよう、乙に市内の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、発災後、速やかに協力可能なこの会員等が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第7条 乙は、第5条第1項の規定により要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い、次の各号に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物の処理を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
- (2) 処理・処分量の軽減及び処理期間の短縮のため、災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

2 乙は、前項の処理を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理を行った期間
- (4) 災害廃棄物処理に要した人員、車両及び資機材
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 甲は、この協定に基づき、前条第1項の処理に要した経費について、甲が必要と認められた額を負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第111号）の基準額、災害発生時の直前（平常時）における一般廃棄物の収集運搬手数料、賃金水準その他の市場の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理について前条第2項の承認を得た後、甲に対して前2項に規

定する経費の支払いを請求する。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(第三者等に対する損害)

第9条 第7条第1項の処理を行うに際し、乙の会員等の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙の責任と費用負担をもって誠実に対応することとする。

(補償)

第10条 甲は、この協定により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は心身に障害を有することとなった場合において、災害救助法が適用されるときは大阪府災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年大阪府条例第3号)に定めるところにより補償し、それ以外のときは甲乙協議のうえ、その補償方法及び補償額を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成31年3月31日までとし、有効期間満了日までに甲又は乙いずれからも書面による申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年5月28日

甲 泉佐野市場東一丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大輔

乙 大阪府中央区鶴人橋1丁目1番22号
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
会長 片淵 昭人

災害時相互応援に関する協定書

愛媛県東温市と大阪府泉佐野市は、大規模な災害時における災害応急対策及び災害復旧に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、応援を要請する市(以下「要請市」という。)が独自で十分な応急対策ができない場合において、一方の市(以下「応援市」という。)が要請市の要請を受けて実施する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 要請市の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部署に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合には、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合には、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合には、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第4条 応援市の長は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援市の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

災害時相互応援に関する協定書

愛媛県東温市
大阪府泉佐野市

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への仕度途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、要請市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認められたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(委任)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成30年 8月 9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年 8月 9日

愛媛県東温市見奈良530番地1

愛媛県東温市長

加藤 亨



大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3

大阪府泉佐野市長

千代弘下 伸



災害時における情報提供に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という）、大阪ガス株式会社（以下「乙」という）は、泉佐野市内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙から甲に提供される災害時における情報（以下「情報」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、都市ガス供給を停止した住民への、都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 情報の提供対象は、甲の運用するウェブサイトの閲覧者とする。

(情報提供の手段)

第3条 情報は平常時に予め乙から甲にデータ形式で提供する。

2 甲は災害時にこれを甲の運用するウェブサイトに掲載する。この際、乙に掲載可否の確認は必要としない。

(情報の内容)

第4条 乙は甲に「マイコメントーター復帰手順の情報」及び「ガス復旧状況の情報」を提供する。

2 乙は情報の内容が変更された場合、速やかに甲に連絡の上、最新の情報提供を行う。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

(疑義等の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

泉佐野市

大阪ガス株式会社

平成30年 / 2月 6 日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の
泉佐野市
泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府堺市堺区住 2丁目番19号
大阪ガス株式会社 事業部 管部
南部 管部長 池内 信司

災害時における宿泊の提供に関する
協定書

災害時における宿泊の提供に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と関空近隣宿泊事業者ネットワーク（KNAC）（以下「乙」という。）は、大規模災害時における宿泊の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、泉佐野市内に地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が災害対策を実施するに当たり、乙の会員（以下「会員」という。）が所有する宿泊施設（付属設備及び備品を含む。以下同じ。）を使用するための協力体制について定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要が生じた場合は、乙に対し、会員が所有する宿泊施設における宿泊（宿泊に付随する入浴、食事及び車両の駐車を含む。以下同じ。）の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、甲が書面を乙に提示することにより行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話、通信その他の情報手段により要請することができる。

（協力の要請への対応）

第3条 乙及び会員は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で甲に協力し、被災者や応援自治体・団体職員等の宿泊を受け入れるものとする。

2 乙は、前条の要請を受けたときは、速やかに調査を行い、次の事項について甲に報告するものとする。

(1) 会員の連絡先、住所

(2) 会員の所有する宿泊施設の提供できる室数

（受け入れの方法）

第4条 甲は乙からの報告に基づき、被災者の宿泊先を選定するものとする。

2 宿泊の申し込み及び費用の支払いは、甲が行う。その支払額は、災害発生時の直前（平常時）における額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（その他の協力）

第5条 第2条から第4条で規定する宿泊の提供以外においても、災害の状況に応じて、甲が行う災害対応について、乙は可能な範囲で協力する。

（協力の期間）

第6条 第2条の協力期間は、本地域の被害状況等を考慮したうえ、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮しなければならない。

泉佐野市

関空近隣宿泊事業者ネットワーク（KNAC）

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前の日までに甲乙いずれからも申出がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記の協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年1月29日

甲

泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市



市長 代松 大 耕

乙

泉佐野市高松北1-2-40 GHビル
関空近隣宿泊事業者ネットワーク (KNAC)



代表 河原 千 晶

災害に係る情報発信等に関する協定

泉佐野市（以下「市」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、泉佐野市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市が泉佐野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させるため、市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサーバーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 市が、泉佐野市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 市が、泉佐野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 市が、災害発生時の泉佐野市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 市が、泉佐野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサーバーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 市が、泉佐野市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォームを用いて名簿を作成すること。
2. 市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それ以外の対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、市から提供を受ける情報について、市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的

を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用してはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 2月 12日

泉佐野市：大阪府泉佐野市市場東一丁目 295番地の3
 泉佐野市
 泉佐野市長 千代松 大耕

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番57
 ヤフー株式会社
 代表取締役 川邊 健太郎

災害時支援協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と公益社団法人泉佐野市シルバー人材センター（以下「乙」という。）とは、災害時における泉佐野市民の救助及び災害復旧の緊急性と重要性を認識し、災害時に甲の要請を受けて乙が行う必要な支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、泉佐野市内に災害が発生し、甲が乙の支援を必要とする場合に、甲が乙に対して支援を要請すること及びその場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。また、乙は甲の支援要請に応えられるよう、日常より会員の拡大及び資機材の整備に努めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(支援の種類)

第3条 支援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧活動に必要な車両等資機材の提供
- (2) 救助及び応急復旧活動に必要な乙の職員又は会員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(連絡担当者)

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

(支援要請)

第5条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当者に対して電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号に掲げる支援を要請する場合は、車両等資機材の種類、数量等
- (3) 第3条第2号に掲げる支援を要請する場合は、業務内容及び人数
- (4) 支援場所
- (5) 支援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(経費の負担)

第6条 支援に要した経費は、原則として甲の負担とする。
2 前項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(支援の実施)

第7条 甲乙双方は、この協定に基づき相互に協力し、その実効性を高めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

2 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に申出を行うものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び甲の職員並びに乙及び乙の職員・会員は、第3条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。


(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月13日

甲 泉佐野市市場東一丁目29番1号
 泉佐野市 泉佐野市長 千代松 大輔



乙 泉佐野市りんくう街道2-2-1
 公益社団法人泉佐野シルバー人材センター
 理事長 松浪 啓一



災害時相互応援に関する協定書

大阪府立日根野高等学校(以下「甲」という。)と泉佐野市(以下「乙」という。))は、大規模災害発生時に備え、災害応急対策措置に必要な備蓄物資及び資機材を円滑かつ迅速に提供することを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 甲は災害が発生し、生徒の安全のために物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が甲の敷地内に整備した防災備蓄倉庫に保管する備蓄物資及び資機材の提供を要請することができる。

第2条 乙は災害が発生し、甲の施設に避難する市民の安全のために物資を調達する必要があると認めるときは、甲に対し、甲の防災備蓄倉庫に保管する備蓄物資及び資機材の提供を要請することができる。

(情報の交換)

第3条 甲乙は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、平時から、相互に情報交換を行うものとする。

【甲の備蓄品等一覧】

備蓄品名	数量	保管場所	用途	点検(調達予定)
簡易(携帯)トイレ	6,750個	防災備蓄倉庫	生徒優先	H31.03.13
10Lポリ容器	38個	防災備蓄倉庫	生徒優先	H31.03.13
バック毛布 140X195cm	400枚	防災備蓄倉庫	生徒優先	H31.03.13
ガソリン発電機 IV 2.5KvA	1台	防災備蓄倉庫	災対本部	H31.03.13
ガソリン発電機 5.0KvA	1台	防災備蓄倉庫	災対本部	H31.03.13
発電機用燃料	20L	防災備蓄倉庫	災対本部	H31.03.25
食料(備蓄・アルファ米(加熱不要))	760食	校舎内備蓄	生徒優先	未調達・予定
食料(備蓄・ビスケット)	1,520食	校舎内備蓄	生徒優先	未調達・予定
食料(備蓄・飲料水(500ml))	3,000本	校舎内備蓄	生徒優先	未調達・予定

【乙の備蓄品等一覧】

備蓄品名	数量	保管場所	用途	点検(調達予定)
メガホン(サイレン音付)	1個	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ガソリン携行缶(10L)	1缶(10L)	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
防災用投光器	3基	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
コードリール(50m)	1個	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
防水ライト	10個	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ジャッキ(2.25t油圧式)	1台	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定

万能斧	1丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
両口ハンマー	1丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
金てこ	2丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
つるはし	2丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
石頭ハンマー	1丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
のこぎり	1丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
スコップ	5丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ボール	2丁	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ボルトクリップパー	1個	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
炊出しかまどセット(10升)	1台	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
使いきり手袋	300双	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ラップ	10本	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ポリタンク(20L用)	3個	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
標識ロープ(20m)	1巻	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
クレモナロープ(50m)	1巻	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
簡易貯水槽	1台	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ブルーシート	10枚	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
毛布	100枚	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
発電機	1台	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
コンバクトエアベッド	30枚	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
ポータブルトイレ	3台	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定
携帯トイレ	1000個	防災備蓄倉庫	災対本部	R16月以降 購入予定

(応援の要請)

第3条 第1条各項による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話若しくは電話その他の方法によることができる。

第4条 甲又は乙は、応援要請を行う場合は、次の事項を明らかにする。

- (1) 提供を求めらるる物資等の品名、その数量
- (2) 提供を受ける物資等の受領方法
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 甲又は乙は、前条に規定する応援の要請を受けたときは、可能な範囲でこれを実施するものとする。

第5条 甲乙は前条に規定する応援の要請がない場合でも、災害対策法第49条の7に基づき指定避難所が開設された時は、相互に応援を実施できるものとする。

なお、この場合においては、前条に規定する応援要請があったものとみなす。

(財産の経費負担)

第5条 甲又は乙が保管する備蓄物資等の弁済は、現物（同等品）による弁済とし、受取者がその経費を負担するものとする。

2 前項の弁済は、原則として1か月以内に完了することとし、災害等の影響で弁済時期が遅れる場合は、甲乙が協議をして調整するものとする。

(協定に関する協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(解除)

第7条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1か月前までに書面により、相手方に通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 元年 5月31日

(甲) 泉佐野市日根野2丁目29番地の
大阪府立日根野高等学校
学校長 谷口 浩也

(乙) 泉佐野市市場東1丁目29番地の
泉佐野市
泉佐野市長 千代松 大輔

災害時における緊急対応等に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と土木業者42社（以下「乙」という。）は、災害により、被害があった場合の緊急対応等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、泉佐野市域における災害により、公共施設等が被害を受け、市民の安全を脅かす状況となっている場合をはじめ、本来の機能が損なわれ、緊急対応が必要となつてい場合、公共施設の機能応急復旧や災害廃棄物の収集運搬等について、可能な限り速やかな対応を図ることにし、必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、以下によるものとする。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(被害状況の把握及び対応)

第3条 甲は、発災後速やかに被害状況の把握に努め、乙に対して公共施設の機能応急復旧や災害廃棄物の収集運搬等の緊急対応の内容を伝えるものとする。また、乙は、甲の指示に基づき、速やかな現地対応を実施するものとする。

2. 乙は災害廃棄物の収集運搬に当っては、周囲の生活環境を損なわないう留意するものとする。

(業務の体制)

第4条 乙は前条に規定する業務を実施するための体制を整備するものとする。

(2) 緊急時の連絡体制の一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(3) 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(4) 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(要請の手続き)

第5条 第3条による要請及び指示は、応急対策業務実施要請書（別記様式1）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができな場合、口頭または電信もしくは電話その他の方法によることができるものとし、後日文書を提出するものとする。

(業務の報告)

第6条 乙は、第5条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、文章により甲に報告するものとする。ただし、状況により文章での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文章を提出する。

(費用負担)

第7条 乙が、第3条及び第5条に規定のある現地対応を行った場合の費用については、甲が負担するものとし、その額は甲と乙で協議の上決定する。

(詳細事項)

第8条 個々の具体的な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が、第3条及び第5条に規定のある現場対応の実施の為の体制整備をする義務を履行しない場合、又は甲の規定する要件を満たさなくなつた場合は本協定を解除できるものとする。

(災害補償)

第10条 乙が、第3条及び第5条の規定により現場対応を実施した際、その従事した作業員の負傷等については原則として公務災害ではなく、労働者災害保険法によること。

(暴力団等排除に係る協定解除)

第11条 甲は、この協定に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。この場合において、協定を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)～(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、(1)～(5)までのいずれかに該当する者を下請負契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 7月23日

甲 泉佐野市市場東1丁目285-3

泉佐野市

代表者 泉佐野市長 千代松 大博

乙

土木業者 42社



災害時における緊急対応等に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と泉佐野造園業協同組合（以下「乙」という。）は、災害により、被害があった場合の緊急対応等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、泉佐野市域における災害により、公共施設等が被害を受け、市民の安全を脅かす状況となっている場合をはじめ、本来の機能が損なわれ、緊急対応が必要となつている場合に、公共施設の機能応急復旧や災害廃棄物の収集運搬等について、可能な限り速やかな対応を図ることに關し、必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、以下によるものとする。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(被害状況の把握及び対応)

第3条 甲は、発災後速やかに被害状況の把握に努め、乙に対して公共施設の機能応急復旧や災害廃棄物の収集運搬等の緊急対応の内容を伝えるものとする。また、乙は、甲の指示に基づき、速やかな現地対応を実施するものとする。

2. 乙は災害廃棄物の収集運搬に当たっては、周囲の生活環境を損なわないうよう留意するものとする。

(業務の体制)

第4条 乙は前条に規定する業務を実施するための体制を整備するものとする。

- (2) 緊急時の連絡体制の一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(3) 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(4) 乙は、前項に規定する事項に關して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(要請の手続き)

第5条 第3条による要請及び指示は、応急対策業務実施要請書（別記様式1）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないう場合は、口頭または電信もしくは電話その他の方法によることができるものとし、後日文書を提出するものとする。

(業務の報告)

第6条 乙は、第5条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、文章により甲に報告するものとする。ただし、状況により文章での報告ができないう場合は、電話等により報告し、後日文章を提出する。

(費用負担)

第7条 乙が、第3条及び第5条に規定のある現地対応を行った場合の費用については、甲が負担するものとし、その額は甲と乙で協議の上決定する。

(詳細事項)

第8条 個々の具体的な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が、第3条及び第5条に規定のある現場対応の実施の為の体制整備をする義務を履行しない場合、又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は本協定を解除できるものとする。

(災害補償)

第10条 乙が、第3条及び第5条の規定により現場対応を実施した際、その従事した作業員の負傷等については原則として公務災害ではなく、労働者災害保険法によること。

(暴力団等排除に係る協定解除)

第11条 甲は、この協定に關し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。この場合において、協定を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らないうちに、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、(1)～(5)までのいずれかに該当する者を下請負契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(6)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 7月26日

甲	泉佐野市市場東1丁目295-3
	泉佐野市
	代表者 泉佐野市長 千代松 大智
乙	泉佐野市 大塚町泉佐野市市場東1丁目295-3
	代表者 泉佐野市協同組合 代表理事 橋本 博文

災害対策・国民保護業務における要配慮外国人等への諸対策に関する協定書

泉佐野市（以下、「甲」という。）と大阪大学大学院国際公共政策研究科（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策・国民保護に関する業務において、日本語を解さない、または日本語でのコミュニケーションが困難で、配慮を要する外国人や市民（以下、「要配慮外国人等」という。）の安全安心に備えるため、甲及び乙が協力して、防災情報、安全情報等の提供、災害対策、国民保護に関する啓発の推進、訓練等の充実を図ることを目的とする。

第2条 本市の災害対策・国民保護等に関する業務とは以下に関するものをいう。

- ・ 自然災害、大規模な火事、事故等（災害対策基本法）
- ・ 原子力災害（原子力災害対策特別措置法）
- ・ 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法）
- ・ 武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律）

（多言語化）

第3条 甲及び乙は、災害対策・国民保護等に関する業務において、要配慮外国人等に提供する情報の多言語化を推進する。多言語での情報提供について、甲及び乙は以下の業務を行う。

- (1) 災害情報、安全情報、避難情報など、要配慮外国人等の安全安心のために必要な情報を多言語化する。
- (2) (1) について、甲は、多言語に翻訳する基となる原稿を作成する。
- (3) 乙は (2) で作成した原稿を多言語に翻訳する。
- (4) 甲は (3) で作成した多言語での原稿について、要配慮外国人等に提供する。
- (5) 乙が独自に翻訳した情報について、甲は乙の了解の下、要配慮外国人等に提供する。
- (6) 甲及び乙は、上記(1)～(4)を行う体制を整備する。また、体制の整備、維持に必要な取組みを行う。
- (啓発活動の推進)

第4条 甲及び乙は、要配慮外国人等に対して防災対策及び国民保護への理解、自発的取組みを促すため、必要な啓発活動を企画し、実施する。

（防災指導、防災訓練等）

第5条 乙は甲に対し、要配慮外国人等への防災指導、防災訓練等について専門的見地からの助言を行う。甲は乙の助言にもとづき、関係機関と連携しながら、防災指導、防災訓練等を実施する。

（研究調査活動）

第6条 甲及び乙は協力して、要配慮外国人等にかかる災害対策・国民保護に関する業務の効果的な実施に資する研究調査活動を推進するものとする。

（費用負担）

第7条 甲、乙それぞれの役割を果たす上で必要となる費用は、原則としてそれぞれの負担とする。ただし、甲乙の協議により、この費用負担を別に定める場合は、この限りではない。

（責任及びリスク）

第8条 この協定による取組で発生する責任及びリスクについて、故意又は重大過失によるものを除き、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3か月までに、甲乙から申し出がないときは、更に1年間延長し、以後もこれに従うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年2月27日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市長 千代弘大 印

乙 豊中市待兼山町1-31

大阪大学大学院国際公共政策研究科

研究科長 松野明久



災害救助犬の出動に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と一般社団法人救犬ジャパン（以下「乙」という。）とは、捜索救助活動、並びに防災啓発活動などにおける災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、捜索救助活動、並びに防災啓発活動などにおいて、必要がある場合は、乙に対し出動を要請できる。

2 甲が乙に要請するときは、文書により要請理由、期間、区域及び現場指揮者等の事項を明らかにして行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。

(出動)

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、それが捜索救助活動にかかるもので、人の生命身体財産の保護にかかる緊急の場合には、特別の理由がない限り速やかに災害救助犬を出動させる。また、出動要請が防災啓発活動など緊急を要しない場合は、甲乙協議の上、乙の事情が許す範囲において災害救助犬を出動させる

2 災害救助犬の出動頭数は甲乙協議のうえ決定する。乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動手一ムの構成及び現場到着予定時刻など、必要な事項を甲に連絡する。

3 乙は、甲の出動要請のほかに、他団体からの出動要請が重複した場合には、乙の判断において、人の生命身体財産の保護において緊急性のある要請を受理することができる。

(捜索活動等)

第3条 乙は、災害現場に出動した場合は、甲の指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示にしたがい捜索活動を実施する。

なお、この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の継続が不可能となったときとする。

2 乙は、前項の捜索活動を終了したときは、甲に対して、文書によりその内容等を報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出する。

3 乙は、防災啓発活動で出動した場合は、前1項、前2項を準用するが、文書による報告は、口頭に代えて省略することができる。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、原則として、乙の負

担とする。ただし、乙の活動内容又は状況によっては、甲乙の協議の上、甲が一部負担することを妨げない。

(損害補償)

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って、乙に生じた損害の補償（第3者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行う。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和2年3月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、何らかの意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新し、以降もこれと同様とする。

(疑義等)

第7条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を称するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一部を保有する。

令和2年3月4日

甲 大阪府泉佐野市市場東一丁目295-
泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府岸和田市内畑町786-1
一般社団法人救犬ジャパン
理事長 松林 良

災害時における地下水の供給に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と東京製綱株式会社（以下「乙」という。）は、災害により水道水が断水した場合に、乙が管理する施設「いこらも〜る泉佐野」で浄水処理された地下水（以下「地下水」という。）の一部を、地域住民に供給することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する地下水を、甲が泉佐野市災害時生活用水確保事業実施要領（平成30年4月1日施行）に基づいて災害時協力井戸として登録し、当該実施要領に加えて運用に必要な事項を定めることを目的とする。

（提供の方法）

第2条 地下水の供給は次のとおり行う。

- (1) 乙は、乙が管理する地下水膜ろ過システムの余剰水を地域住民に供給する。
- (2) 地下水の提供時間帯及び提供の方法や地域住民一人当たりへの供給水量の制限等は、乙が状況に応じて決定する。
- (3) 地下水は災害時用蛇口を使用して地域住民に供給する。
- (4) 地下水を受ける容器などは、供給を受ける地域住民が各自用意する。
- (5) 地下水を飲用として供給する場合は水質などに異状のないことを確認する。

（地域住民）

第3条 地域住民の範囲については厳密に定義しない。

（費用負担）

第4条 乙は地下水を無償で供給する。

（供給期間）

第5条 地下水供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、延長することができる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲、乙いずれかの申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

（疑義などの決定）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し、疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を称するために、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月17日

甲 大阪府泉佐野市市場東一丁目 295-3
泉佐野市長 千代松 大耕

乙 東京都中央区日本橋二丁目6番2号
東京製綱株式会社
代表取締役 浅野正也

災害時における緊急対応等に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と以下列記の造園事業者（以下「乙」という。）は、災害により、被害があった場合の緊急対応等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、泉佐野市域における災害により、公共施設等が被害を受け、市民の安全を脅かす状況となっている場合をはじめ、本来の機能が損なわれ、緊急対応が必要となつている場合に、公共施設の機能応急復旧や災害廃棄物の収集運搬等について、可能な限り速やかな対応を図ることに関し、必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、以下によるものとする。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(被害状況の把握及び対応)

第3条 甲は、発災後速やかに被害状況の把握に努め、乙に対して公共施設の機能応急復旧や災害廃棄物の収集運搬等の緊急対応の内容を伝えるものとする。また、乙は、甲の指示に基づき、速やかな現地対応を実施するものとする。

2. 乙は災害廃棄物の収集運搬に当たっては、周囲の生活環境を損なわないうよう留意するものとする。

(業務の体制)

第4条 乙は前条に規定する業務を実施するため連携体制代表者を選任し、その代表者のもと連携体制を整備するものとする。

(2) 緊急時の連絡連絡体制の一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(3) 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(4) 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(要請の手続き)

第5条 第3条による要請及び指示は、応急対策業務実施要請書（別記様式1）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることのできない場合は、口頭または電話もしくは電話その他の方法によることのできるものとし、後日文書を提出するものとする。

(業務の報告)

第6条 乙は、第5条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、文章により甲に報告するものとする。ただし、状況により文章での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文章を提出する。

(費用負担)

第7条 乙が、第3条及び第5条に規定のある現地対応を行った場合の費用については、甲が負担するものとし、その額は甲と乙で協議の上決定する。

(詳細事項)

第8条 個々の具体的な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が、第3条及び第5条に規定のある現場対応の実施の為の体制整備をする義務を履行しない場合、又は甲の規定する要件を満たさなくなった場合は本協定を解除できるものとする。

(災害補償)

第10条 乙が、第3条及び第5条の規定により現場対応を実施した際、その従事した作業員の負傷等については原則として公務災害ではなく、労働者災害保険法によること。

(暴力団等排除に係る協定解除)

第11条 甲は、この協定に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。この場合において、協定を解除するときは、何ら催告を要しないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らずながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、(1)～(5)までのいずれかにかに該当する者を下請負契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合、(6)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2 年 3 月 3 日

甲	泉佐野市場東1丁目295-3 泉佐野市 代表者 泉佐野市長 千代松 大輔
乙	泉佐野市 連携体制代表者 代表者 泉佐野市長 千代松 大輔

連携体制構成員

乙 泉佐野市

大阪府泉佐野市上瓦屋481-5
株式会社グリーングロウ
代表取締役 中西紀博

代表者

連携体制構成員

乙 泉佐野市

〒598-0062 泉佐野市下瓦屋86-1
株式会社 確井 緑堂
代表取締役 確井 正明
TEL・FAX(072) 442-6252

代表者

連携体制構成員

乙 泉佐野市

緑 生 田 中 俊 司
代表者 泉佐野市緑生野台9-27
TEL072-464-5568
FAX072-425-7011

代表者

連携体制構成員

乙 泉佐野市

大阪府泉佐野市日線野55b-2
目 造 園 勇
代表者 電話(0724) 67-2676 森

代表者

連携体制構成員

乙 泉佐野市

〒598-0021 泉佐野市日線野345
株式会社 土原 造 園
代表取締役 土原 英 作

代表者

連携体制構成員

乙 泉佐野市

代表者

防災情報充実強化事業に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と泉佐野市（以下「乙」という。）は、防災情報充実強化事業運営協議会規約第1条に規定する防災情報充実強化事業（以下「充実強化事業」という。）に関する費用負担等について、防災情報充実強化事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）において決定した事項に関し、次のとおり協定する。

（信義義務の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじて誠実にこの協定を履行しなければならない。

（用語の定義）

第2条 この協定における充実強化事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 防災ポータルサイト事業
防災関連ウェブサイトからの気象・ライフライン等の情報の自動収集、防災情報システムで入力した情報の受信、高所カメラ映像の受信等による大阪府、市町村のホームページでの提供やTwitter、緊急速報メール等他システムへの情報提供並びにこれらに係るシステム機器、ネットワークの管理をいう。
- (2) 防災情報メール事業
防災ポータルサイトで登録した府民への防災関連情報のメール送信、府・市町村職員・避難行動要支援者等へのメール送受信並びにこれらに係るシステム機器、ネットワークの管理をいう。
- (3) 次期大阪府防災情報システム事業
平常時及び災害時の状況把握、外部システム等との連携、府民及び関係者への迅速な情報共有等の災害対策業務における情報の収集・分析・配信を行うためのシステム、機器、クラウド及びネットワークの管理をいう。令和2年度と3年度にシステム構築し、令和4年度から運用を開始する。運用開始後は、上記(1)と(2)の事業を継承するものとする。

高所カメラ事業
被害状況等を受信するため府内に新設する高所カメラ、監視操作設備、防災ポータルサイトへの映像配信設備及び消防本部に設置されたカメラからの映像分岐設備並びにこれらシステム全体の管理をいう。

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
2 協定期間の満了する日の3ヶ月前までに、甲又は乙から協定期間の意思表示がないときは協定期間を1年間延長することとし、以降も同様とする。

（費用の負担）

第4条 乙は、毎年度運営協議会で承認された充実強化事業に要する経費について、別紙「防災情報充実強化事業・市町村負担額の算定方法」に基づき算定した額を負担するものとする。

（負担金の支払方法）

第5条 乙は、甲より前条の負担額を請求された場合は、当該年度の3月31日までに納付するものとする。

（負担金の特例）

第6条 自然災害や大規模障害発生等により、充実強化事業に係る機器、設備及びシステムの変更が必要となる場合には、運営協議会承認の上、第4条の規定に準じてその費用の一部を負担するものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後に運営協議会の承認を得ることができる。

2 乙の個別事情により、充実強化事業に係る機器、設備及びシステムの変更が必要となる場合には、運営協議会承認の上、その費用の全額を負担しなければならない。

（構築物の帰属）

第7条 充実強化事業で設置した第2条に規定する設備の所有権は、甲に帰属するものとする。

（事業の管理及び利用）

第8条 この協定に定めるもののほか、充実強化事業の管理及び運用に関し必要な事項は、運営協議会の承認の上、別に定めるものとする。

（事業の継承）

第9条 協定期間内に市町村合併等が実施された場合は、本事業を継承しなければならない。

（経費の解決）

第10条 この協定について疑義が生じた場合、甲乙協議し、運営協議会の承認の上、解決するものとする。

（附則）

この協定は、平成27年4月1日より一部改正し施行する。

（附則）

この協定は、令和2年4月1日より一部改正し施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 大阪府
大阪府知事 吉村 洋文

乙 泉佐野市
泉佐野市長 千代松 大輔

災害通訳派遣に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と泉佐野地域通訳案内士協会（以下「乙」という。）とは、災害時における通訳人の派遣等について、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時やその他必要がある場合において、乙に通訳人の派遣を要請できる。
 2 甲が乙に通訳人を要請するときは、別紙様式1により、必要な言語種別、派遣人数、要請理由、派遣場所、派遣期間及び現場責任者等の事項を明らかにする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付する。

(派遣)

第2条 乙は、前条の派遣要請を受けたときは、できるだけ速やかに派遣可能な通訳人を指定し、氏名、連絡先のほか必要な事項について甲に連絡する。
 第3条 甲は、乙の連絡にもとづいて、当該通訳人に、現場責任者の氏名と連絡先、集合時間、集合場所、活動内容、その他派遣に関して必要な事項を伝える。

(通訳活動等)

第4条 通訳人は、集合場所に到着すれば、甲の指定する現場責任者（以下「現場責任者」という。）の指示にしたがい通訳活動に従事する。なお、この協定に基づく業務の終了は、現場責任者が通訳活動の終了を告げたとき、又は通訳人の都合により通訳活動の継続が不可能となったときとする。

2 乙は、前項の通訳活動を終了したときは、甲に対して、別紙様式2により、実際の活動場所、活動期間、活動内容等について報告する。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を出す。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定に基づく派遣に関する派遣通訳人の報酬並びに諸経費は、甲乙の協議の上、甲が負担する。

(損害補償)

第6条 甲は、通訳人の派遣活動中に発生した事故やケガなど損害賠償責任を保証するために、社会福祉法人全国社会福祉協議会福祉サービス総合補償に加入し、その費用は甲が負担する。

(有効期間)
 第7条 この協定の有効期間は、令和2年12月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、何らかの意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新し、以降もこれと同様とする。

(疑義等)
 第8条 この協定の定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を称するために本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各一部を保有する。

令和2年12月1日

甲 大阪府泉佐野市市場東一丁目295-3
 泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府泉佐野市上町3丁目8-12
 泉佐野まち処内
 泉佐野地域通訳案内士協会
 会長 原 絢加

恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、恋人の聖地観光協会全国市町村長会（以下「恋人の聖地市町村長会」という。）の会員のうち、この協定を締結した会員（以下「共助会員」という。）が、共助会員の地域において大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災会員独自では十分な応急復旧対応ができないうちに、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(組織の名称)

第2条 共助会員組織の名称を、恋人の聖地市町村長会共助会（以下「共助会」という。）とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 応急復旧対策に必要な資機材の提供
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項（幹事等の設置）

第4条 応援を円滑に行うため、共助会に代表幹事と幹事を1名ずつ置く。

2 代表幹事及び幹事は、共助会員から互選により選出するものとする。

3 代表幹事及び幹事の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により代表幹事に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた代表幹事は、速やかに被災会員以外の共助会員と協議を行い、被災会員を応援できる共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の共助会員に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 前2項の規定にかかわらず、代表幹事に事故等がある場合は、これらの規定中「代表幹事」とあるのは「幹事」とする。

(応援の実施)

第6条 共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 代表幹事は、幹事と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。（協定運営協議会の設置）

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、代表幹事、幹事及び協議会委員で構成する。
- (2) 協定運営協議会の事務局は、代表幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- (3) 協議会委員は共助会員から互選により選出するものとする。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定（共助会員への参加及び離脱）

第9条 共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 代表幹事は、共助会員に異動があった場合は、速やかに他の共助会員に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部署を定めおくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 共助会員は、平素より相互に恋人の聖地市町村長会の交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。









(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援に關し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。





附 則

この協定は、令和3年2月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、共助会員は記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

大阪府	泉南市 泉南市長		竹中 勇
兵庫県	朝来市 朝来市長		多次 勝昭
岡山県	新見市 新見市長		戎 有希
広島県	尾道市 尾道市長		平谷 祐宗
高知県	室戸市 室戸市長		植田 杜一郎
高知県	黒潮町 黒潮町長		松本 敏郎
佐賀県	基山町 基山町長		松田 一也
熊本県	球磨村 球磨村長		松谷 浩

恋人の聖地市町村長会共助会員

岐阜県	山県市 山県市長		林 宏徳
静岡県	御殿場市 御殿場市長		若林 洋平
大阪府	貝塚市 貝塚市長		藤原 龍典
大阪府	泉佐野市 泉佐野市長		千代松 大耕

災害時における資機材等の提供に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社関西支社南近畿支店南大阪営業所（以下「乙」という。）とは、泉佐野市における災害時において、甲が実施する応急工事、その他の災害の応急対策（以下、総称して「応急対策」という。）に関し、甲の要請に応じ、乙が保有する資機材を提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が独自では十分な応急対策が実施できない場合に、甲の応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、甲の要請により、乙が保有する資機材を提供することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害時」とは、地震、風水害、大規模な事故等による災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）などにより、泉佐野市が災害の応急対策のため重機などの資機材が必要となる事態をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して応急対策の実施に係る協力を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、当該要請に基づき応急対策について協力するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、応急対策の実施に必要な資機材及び技術提供の種類、数量を把握し、資機材の不足がある場合は、速やかに他の営業所に連絡し調達を行えるよう調整を行うものとする。

3 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、平時から掘削用重機、建設車両、発電機、エンジン工機類等、甲に提供できる資機材の品目について、甲に情報提供を行うものとする。

（要請の方法等）

第5条 第3条の要請は、原則として次に掲げる事項を記載した文書により行

うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する日場所
 - (2) 被害の状況
 - (3) 応急対策の内容
 - (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項
- 2 乙は、甲からの要請を実施するために、出動態勢を協議決定し、甲に速やかに報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲の要請により、乙が応急対策の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、経費の算出方法については、平時における当該地域の通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定める。

（労災補償）

第8条 応急対策の実施により乙の役員、または従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の役員、または従業員の労災保険により補償するものとする。

（損害賠償）

第9条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（資料の交換及び協議）

第10条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時保有する資料を交換するとともに必要に応じ協議を行うものとする。なお、交換した資料の使用は、この協定の第1条の趣旨に基づき、応急対策業務を目的とする範囲に限るものとし、相手方の求めがあった場合は受領した資料の管理及び廃棄を行う。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了

の日の1カ月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年4月15日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3

泉佐野市長 千代松 大耕



乙 大阪府泉佐野市日根野3709-1
日立建機日本株式会社関西支社南近畿支店
南大阪営業所泉佐野店

南大阪営業所長 花川 和志



(有効期間)
 第7条 この覚書の有効期間は覚書締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この覚書は、期間満了の日の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)
 第8条 この覚書に関し、疑義又は定めのない事項が発生したときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月26日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目29番5号
 大阪府泉佐野市
 泉佐野市長 千代松 大樹

乙 大阪府大阪市住之江区浜1丁目5号
 関西電力送配電株式会社
 大阪支社 大阪南電力本部長 米満 英二



災害時における緊急交通路の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書

泉佐野市(以下「甲」という。)及び関西電力送配電株式会社(以下「乙」という。)は、地震、風雪水害その他の災害が発生した場合に、甲乙協力して道路・電力の復旧にあたり支障となる障害物の移動等に関して、以下のとおり確認する。

(対象区域)
 第1条 対象とする区域は、甲が管理する道路とし、必要に応じその周辺区域を含むものとする。

(適用範囲)
 第2条 本覚書は、緊急交通路の確保及び停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるものとして、緊急車両や工事車両等の通行の妨げとなる土砂や倒木及び倒壊した電力設備等の障害物の移動その他必要な措置(以下「移動作業」という。)に適用するものとする。

(運用方法)
 第3条 移動作業に係る具体的な運用方法については、別紙『連携フロー』に基づき対処する。

(費用負担)
 第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて実施した事項に要した費用をそれぞれ実施した者が負担する。

(損失補償)
 第5条 甲及び乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、双方都度協議し、処理解決に当たるものとする。

2 移動作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに甲及び乙の責に帰するもの以外は、お互い協議のうえ窓口を定め、損害賠償等に対する費用負担の解決を図るものとする。

(意見交換)
 第6条 甲及び乙は、作業の実績等について、積極的に意見交換を行い、双方合意のうえ必要に応じてこの覚書および『連携フロー』の見直しおよび変更を行うものとする。

泉佐野市と関西エアポート株式会社との災害等対応力強化に関する連携協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と関西エアポート株式会社（以下「乙」という。）は、災害及び危機事象（以下「災害等」という。）への対応力の強化に関して、一層の連携及び協力関係を深めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が継続して密接に連携・協力しながら、それぞれが有する災害等への対応機能を相互に活用し、防災上の課題に的確に対応することをもって、泉佐野市内の災害等対応力の強化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組む。

- (1) 緊急連絡体制の強化に関すること
- (2) 災害発生時の支援に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること
- (4) 訓練などのための河川・貯水池・公園等の利用に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議を行うとともに、連携事項の細目を定める必要がある場合は、別途、協定を締結するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙の書面による申し出がないときは、期間満了の日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって申し出ることにし、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3
 泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府大阪市西区西本町1丁目4番1号
 関西エアーポ
 ート株式会社 代表 山谷 佳之

方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(保有資機材等の提供)

第6条 甲の要請により乙が甲に提供する保有資機材等の提供場所は、甲が状況に応じ指定するものとする。提供場所までの保有資機材等の搬送は、原則として乙が行うものとする。

(訓練)

第7条 甲は、乙と協議し、地震、風水害、その他の災害における復旧活動に関する訓練を定期的におこなない、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙と協議し、乙が災害時に提供する保有資機材及び運用ならびにオペレーター及び作業員の派遣に関する訓練を定期的の実施するものとする。

3 甲は、乙と協議し、第2条(協力の内容)を円滑に実施するため、復旧活動に関する訓練を定期的の実施するものとする。

4 甲は、乙に対し、河川の氾濫や冠水・湛水など「内水被害」を想定した排水訓練が実施できるよう、市内における河川・貯水池等の使用について協力するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請により、乙が資機材の提供等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙協議して別に定めるものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(損害補償)

第10条 協定要請に基づき、乙が派遣し作業に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用する。

(協定の改定)

第11条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があつたときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

災害時における保有資機材の提供等に関する協定書

泉佐野市(以下「甲」という。)と関西エアポート株式会社(以下「乙」という。)
は、災害時における保有資機材の提供及びオペレーター等の派遣(以下、「保有資機材の提供等」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、泉佐野市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が保有資機材の提供等をこちら受けることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲が、乙に協力を要請する内容は次のとおりとする。

- (1) 保有資機材の提供及び運用
甲が必要と認める場所において排水作業等を実施するため、排水ポンプ車等の資機材を提供し、運用する。
- (2) オペレーター及び作業員の派遣
資機材の提供場所において資機材の運用を円滑に実施するため、乙の指揮命令のもとでオペレーター及び作業員を派遣する。

(協力の要請)

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行う場合、予め定められた甲の所管業務責任者から乙の責任者に対し、支援内容を記した文書により支援要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに要請書(様式1)を交付するものとする。

2 乙は、甲の要請があつた場合、乙が対応可能と判断する範囲で協力するものとする。また原則として、協定締結自治体からの支援要請順により協力を行うものとし、乙は、自己の運用可能な保有資機材ならびに各要員の状況により、協力の可否・程度を決定する場合がある。

(報告)

第4条 乙は、甲からの要請に基づく支援業務を完了した場合は、甲に対して、「報告書」(様式2)による報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙

(履行義務の免除)

第12条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施についての疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市長 千代松 大耕

乙 大阪府大阪市西区本町1丁目4番1号
関西エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 山谷 佳

災害時相互応援に関する協定書

大阪府泉佐野市と奈良県五條市とは、大規模な災害時ににおける災害応急対策及び災害復旧に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、応援を要請する市（以下「要請市」という。）が独自で十分な応急対策ができない場合において、一方の市（以下「応援市」という。）が要請市の要請を受けて実施する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 要請市の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当前局に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合には、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合には、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合には、世帯数及び人数

(6) 応援場所及び応援場所への経路

(7) 応援期間

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第4条 応援市の長は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 応援市の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、要請市との連絡がとれない場合で、応援を行うと認める市が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行うと認める市の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づき応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年3月29日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定市双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月29日

大阪府泉佐野市長

千代弘大耕

奈良県五條市長

太田好紀

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲1」という。）、熊取町（以下「甲2」という。）、及び田尻町（以下「甲3」という。）、（以下、甲1から甲3までの総称を「甲」という。）、とイオンリテール株式会社近畿カンパニー（以下「乙」という。）、は、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

(主旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

- (1) 乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
 - (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供する事。
 - (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等を知り得た災害概況の状況を提供可能な範囲で提供すること。
 - (4) 乙の店舗において、被災者に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

(支援の要請手続き)

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）、は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

- 甲： 防災担当課長
乙： イオン日根野店 店長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定めておくものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第4項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は支払請求書を受理してから、30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、令和4年4月22日から令和5年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙が協議し更新拒絶の意思表示がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を4通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年4月22日

甲1 大阪府泉佐野市市場東1丁目1番1号
泉佐野市
市長 千代松 大輔

甲2 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号
熊取町
町長 藤原 敏司

甲3 大阪府泉南郡田尻町1丁目1番1号
田尻町
町長 栗山 美敬

乙 大阪府福島区海老江1丁目1番2号
イオンリテール株式会社近畿カンパニー
執行役員支社長 川本 昌彦

災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書

泉野市(以下「甲」という。)と株式会社デベロッパ(以下「乙」という。)
は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)
の提供について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(移動式宿泊施設等の引渡し)

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(移動式宿泊施設等の返却)

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(移動式宿泊施設等の破損等の対応)

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月25日

甲 大阪府泉野野市場東1丁目1番1号
泉野市長 千代松 大輔

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロッパ
代表取締役 岡村 健史

災害時相互応援に関する協定

(趣旨)
 第1条 この協定は、泉佐野市及び武雄市（以下「協定市」という。）が、協定市において災害時に、友愛的精神をもって相互に協力し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に規定する地方自治体間の災害救助及び災害復旧に係る相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(定義)
 第2条 この協定について次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。
- (3) 被災市 災害を受けた、又は受けをおそれがある協定市をいう。
- (4) 応援市 被災市ではない協定市をいう。

(応援の内容)

- 第3条 応援の内容は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
 - (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の応援（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定によるものを除く。）
 - (4) 災害救助及び災害復旧に必要な車両等の提供
 - (5) 避難者の受け入れ及び住宅のあっせん
 - (6) 避難ボランティアのあっせん
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 協定市は、災害時に、前条に定める応援（以下「応援活動」という。）を、文書により要請することができる。ただし、緊急を要するとき、その他やむを得ない事情があると認められるときは、電話等口頭で要請することができる。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合には、物資等の種類、品名、数量等
 - (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種、人数及び業務内容
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合には、避難者の世帯数及び人数
 - (5) 応援場所
 - (6) 応援期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項ただし書に定める場合にあつては、前項の規定による応援を受けようとする市はやむを得ない事情が解消した後、遅滞なく要請書を提出しなければならない。

(災害時における自主的活動)

第5条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担については、協定市が協議して定める。

(損害賠償等)

第7条 応援の業務に従事した職員が当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はこれにより発生した負傷又は疾病のため死亡し、若しくは障害を有することとなった場合は、本人又は遺族に対する補償は、被災市が賠償の責めを負うものとする。

2 応援の業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市が賠償の責めを負うものとする。

(情報交換)

第8条 協定市は、災害に備えて、平常時、相互の連絡体制等についての情報交換をあらかじめ行わなければならない。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(職員の交流)

第9条 災害時において速やかな支援体制ができるよう、平常時において職員の交流に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年4月26日

大阪府泉佐野市

泉佐野市長

千代弘 大村

佐賀県武雄市

武雄市長

小松 政